

常勤・非常勤等の考え方について

- 1 常勤 事業所における勤務時間が、当該事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることを指す。

例：事業所における通常の勤務時間が、1日あたり8時間(週40時間)と定められている事業所において、1日あたり8時間(週40時間)勤務している者については、常勤という扱いとなる。
- 2 非常勤 事業所における勤務時間が、当該事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していないことを指す。

例：事業所における通常の勤務時間が、1日あたり8時間(週40時間)と定められている事業所において、1日あたり4時間(週20時間)勤務している者については、非常勤という扱いとなる。
- 3 専従(専ら従事する・専ら提供に当たる)

その従業者が当該事業所に勤務する時間帯において、当該サービス業務以外の職務に従事しないことを指す。

例：事業所における通常の勤務時間が、1日あたり8時間(週40時間)と定められている事業所において、1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯(1日あたり8時間[週40時間])において、その事業所の実施するサービスの提供以外の業務に従事しない場合、(常勤)専従という扱いとなる。
- 4 常勤換算

事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すことにより、当該事業所の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

例：常勤の従業員が、週40時間勤務する事業所において、週20時間勤務する従業員が2名いる場合、これを常勤換算すると(20時間+20時間)÷40時間=1(人)となる。

注：常勤の従業員の勤務時間について、週32時間を下回る場合にあっては、32時間と扱う。

5 常勤・非常勤等と兼務・専従の考え方について

パターン（常勤かつ専従）

常勤で勤務している者が、その勤務時間帯において当該事業所の実施する介護サービス業務以外の業務に従事しない場合を指す。

例：事業所における通常の勤務時間が、1日あたり8時間(週40時間)と定められている事業所において、1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、当該事業所の実施する介護サービス業務の提供以外の業務に従事しない場合は、常勤かつ専従という取扱いとなる

パターン（非常勤かつ専従）

非常勤で勤務している者が、その勤務時間帯において当該事業所の実施する介護サービス業務以外の業務に従事しない場合を指す。

例：事業所における通常の勤務時間が、1日あたり8時間(週40時間)と定められている事業所において、1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、当該事業所の実施する介護サービス業務の提供以外の業務に従事しない場合は、非常勤かつ専従という取扱いとなる

パターン（常勤かつ兼務）

常勤で勤務している者が、その勤務時間帯において当該事業所の実施する介護サービス業務と併せて、他の業務にも従事する場合を指します。

例：事業所における通常の勤務時間が、1日あたり8時間(週40時間)と定められている事業所において、1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、介護サービス業務の提供に従事するほかに、当該事業所の実施する介護サービス業務の提供以外の業務に従事する場合は、常勤かつ兼務という取扱いとなる

パターン（非常勤かつ兼務）

非常勤で勤務している者が、その勤務時間帯において当該事業所の実施する介護サービス業務と併せて、他の業務にも従事する場合を指します。

例：事業所における通常の勤務時間が、1日あたり8時間(週40時間)と定められている事業所において、1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、介護サービス業務の提供に従事するほかに、当該事業所の実施する介護サービス業務の提供以外の業務に従事する場合は、非常勤かつ兼務という取扱いとなる。